PTAの道しるべ

~「川西市PTAあり方検討会」報告書~

「川西市PTAあり方検討会」報告書 目次

1	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	PTAとは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	P T A の目的 (1)学校園運営への主体的な参画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 2 2
4	PTAを取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	検討課題 (1)現状の組織運営における問題点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	加入の意思確認 個人情報の取り扱い 会費の徴収方法 役員の選出方法	
6	今後のPTAの道しるべ (1)基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

	•	, J	P 7 P 7		の役		-																					,
			Р٦	ΓΑ	の活	動																						
			Р 7	ΓΑ	活動	りの	担し	1手	Ė																			
7	đ.	わり) IC	•		•	•		•	•	•	 •	•	•	 •	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
☆孝	訾雀	子米斗糸	扁 。			•	•		•	•	•		•	•	 •	•		 •	•	•		•		•		•	1	1
, –																												

1 はじめに

戦後、PTAの様々な活動は、学校園の教育環境の改善や、地域との連携、そして何より、子どもたちの安全で充実した学校園生活に大きく寄与した。

一方で、PTAの目的や歴史を考えると、本来活動は会員の主体的な参加により行われるべきものであったが、個人情報に対する意識の高まりなどの社会状況の変化の中で、入会の意思確認が不十分であったり、同意なく個人情報が提供されたりするなど、その運営方法等について課題が指摘されてきた。

そこで、児童生徒の健全育成や学校園環境の充実に向けて重要な役割を果たしてきたPTAが、これからも持続可能で誰もが参加しやすい組織であるために、今後のPTAのあり方を議論する場として「川西市PTAあり方検討会」を設置した。

この報告書がこれからのPTA活動の新たな道すじを導き出すための対話のきっかけとなり、子どもたちの学びを支える活動のヒントとなることを期待する。

2 PTAとは

PTAは、子どもの健やかな成長を図ることを目的として、保護者(Parent)と教職員(Teacher)が協力し、全ての児童生徒のために活動する任意の社会教育関係団体(Association)である。

そのため、PTAの活動目的や活動内容を理解した上で主体的に加入した人によって構成されることとなり、会員はPTAの目的に沿った活動に取り組み、可能な範囲で参画することが前提となる。

3 PTAの目的

PTAは保護者と教職員、また、保護者同士が子どもたちのために話し合いの場を持ち、 互いに考え、学び、協力して活動する組織である。PTAの活動は、その学校園に通う全 ての子どもたちを対象に主体的に行うものであり、PTA会員の子どものみが活動の対象 ではないことを全会員が共通認識しておく必要がある。

各学校園のPTAは、まず本来の意義を互いに理解し、その上でどのような目的を重視して活動するかをPTAの状況や活動の考え方によって決めることとなる。

PTAのこれまでの歴史や理念を考えた場合、PTAの目的は以下の(1)から(4)が考えられる。

(1)学校園運営への主体的な参画

- ・学校園運営に関して、保護者の主体的な参画がこれまで以上に求められている。
- ・PTAが学校園との協力、連携を深めるためには、学校教育目標などを踏まえた上で、主体的に教育活動について理解を深めることが大切である。
- ・一方、学校園側は保護者に理解してもらうために、学校園の教育方針や活動を分かりですく適切な時期に示す必要がある。
- ・そのためには、まず保護者と学校園(教職員)がそれぞれの立場を理解し、協力し合えるように、定期的な話し合いの場を設けることが大事である。

(2)学校園との連携による支援

- ・PTAは学校園(教職員)保護者との話し合いの場を通して、学校園がめざす目標や学校園が抱えている課題を理解した上で、子どもたちの学校園生活や教育環境の充実につながる活動を行う。
- ・活動は、その目的を明確にした上で、優先順位をつけるなど、過度の負担や強制が 無いように配慮することが重要である。

(3)地域との連携による支援

- ・子どもの成長にとって、保護者、教職員以外に地域住民の存在が重要であり、日頃 から学校園運営に対して協力的に取り組んでいる。
- ・保護者は学校園(教職員)との関係と同様に、地域の方々とも話し合いを通して、 活動の必要性やお互いの役割を認識した上で、子どもたちの支援につながる活動を 行うことが大切である。
- ・また、保護者自身が地域の住民としての自覚を持つことで、地域の方との相互理解 につながる。
- ・ただし、暮らし方や考え方など様々な立場の保護者がいることを理解し、それぞれ の会員が可能な範囲で主体的に活動するものであることを念頭に置いておく必要 がある。

(4)保護者の主体的な学びとつながり

- ・子どもの成長のために保護者同士が様々な活動を通して、話し合ったり、つながり を深めたりすることは重要である。
- ・特に孤立化したり、悩みを抱えたりしている保護者との連携は、学校園の円滑な運営に大きな役割を果たす。
- ・主体的な活動によって、子どもの成長に寄与していることが実感できれば、さらな る保護者の学びや活動に対するやりがいにつながる。

4 PTAを取り巻く現状と課題

長い歴史の中で、PTA活動は学校園内外で期待されることとなり、子どもを持つ世代は、学校園や地域にとっても中核としての役割を求められるようになってきている。一方で、少子高齢化や家族形態、働き方の多様化など、時代の変化によって活動する会員にとってPTA活動が負担となり、これまでの活動を維持することが難しくなってきた。

現状と課題を踏まえて川西市PTA連合会では、近年PTA活動に対する負担軽減への対策を進めている。各単位PTAにおいても、それぞれ見直しを進めているが、多くの役員の任期が単年度であることから、これまでの経緯を十分に踏まえつつ、長期的な展望に立った検討や改善を継続的に行うのは難しい状況である。

5 検討課題

PTAあり方検討会では、誰もが参加しやすいPTA活動のあり方を検討し、持続可能な組織にしていくために議論を重ねた。

(1)現状の組織運営における問題点

組織運営において問題となっている点を早急に是正する必要があることから、まず 現状における問題点を洗い出した。

加入の意思確認

- ・入会に関する任意性が十分に理解されておらず、入会の意思確認を行わず、学校園 への入学、入園と同時に自動的に入会となっているケースがある。
- ・任意の団体への加入にも関わらず、意思確認を行わずに加入を求めることは法的 な観点からも問題である。

個人情報の取り扱い

- ・学校園が、学校園運営目的で取得した個人情報を、保護者本人の同意を得ずに、P TAに提供している場合がある。
- ・本人の同意がない個人情報の提供については、「個人情報保護法」に反している。

会費の徴収方法

- ・保護者(会員)の同意なく学校徴収金と併せてPTA会費を徴収している。
- ・学校園が任意団体の徴収業務を担っている。

役員の選出方法

- ・候補者がいないなどを理由に会員の同意を得ることなく、くじ引きなどで本人の意思に反して選出される場合がある。
- ・役員の辞退を申し出るにあたり、その理由(家庭の事情や病気など)を本人の同意なく公開することがあり、人権の観点からも問題である。また、同意がないことにより本人が不利益を被るケースも散見される。
- ・役員を選出するくじ引き等の場に出席できなかった会員を選出している。

その他

- ・役員になった場合に、会議や関係団体の会合等に出席することが多くなる。
- ・地域の方からは、保護者が何を望んでいるか聞きたい、示して欲しいという声がある。一方、保護者は地域に関わる活動に負担を感じている部分があり、お互いの考えについて共通理解が不足している。
- ・PTA会費は、組織の運営費や活動費に使われるお金であるが、公費で賄う必要が ある学校園の備品の整備や教育活動に支出しているケースがある。

(2)問題点に対する改善案

PTAは公の支配に属さない社会教育団体として位置付けられた任意団体であることから、その運営は法令順守を原則として、各学校園のPTAで決定するべきである。

また、役員が毎年、交代するケースも多く、今後のPTAの運営における一定の方向性を示す必要があることから、検討会として市内のPTAのあり方として、最低限順守するべきガイドラインを提示することとした。

加入の意思確認

PTAは任意の組織であることから、入退会ならびに活動は会員の意思によるものであることを徹底しなければならない。

- ・加入意思の確認(加入届の提出)を入学(入園)時などに行う。
- ・PTAの意義や活動内容、入退会が任意であることを明記したPTA規約を配付したり、十分な説明をしたりするなど、任意加入について保護者や教職員に周知する。
- ・退会の申し出があれば、退会届を速やかに受理する。

加入届に記載する内容

- A PTA会員になることの意思確認
- B 加入届の取扱い(保管方法や返却など)
- C 個人情報(住所・電話番号など) 個人情報を収集する場合は、PTA活動の目的にのみ使用することを明記する。
- D 会費の引き落としに関する同意

個人情報の取り扱い

個人情報の収集ならびに管理は本人の同意に基づきPTAが独自に取り扱うことが原則である。

- ・個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法に則り、適切に管理するとともに 単位 P T A ごとに、個人情報の取り扱い規定を定める必要がある。
- ・学校園がPTAに対して個人情報を提供する際は、あらかじめ学校園が保護者本人よりPTAへ個人情報を提供することに対して同意を得なければならない。

個人情報取り扱い規定に必要な事項

目的、責務、管理者、取扱者、収集方法、利用目的、管理方法、 第三者提供への制限、情報開示等

会費の徴収方法

PTAの会費については、任意団体の会費であることから会員に対して徴収金額や 徴収方法を説明し、同意を得ることが原則となる。

例外的な措置として、業務効率上の観点から学校徴収金と併せて学校園が徴収する場合は、以下の手続きが必要となる。

- ・会員に学校徴収金と一緒に引き落とすことの同意を得なければならない。
- ・会員の同意を踏まえ、PTAが学校園と業務の委任契約を締結する。
- ・PTAは保護者に委任契約を締結していることを知らせる。

役員の選出方法

役員の選出は、立候補を含む各会員の自由意思に基づかなければならず、いかなる選出方法においても、この原則を順守する必要がある。そのため、各会員は役員選出を辞退できる権利を有しており、そのことを規約などに明記することが望ましい。

- ・入会時において役員の選考方法や選考過程といった選考ルールを明らかにしてお く必要がある。
- ・役員の就任にあたっては本人の受諾を必要とする。
- ・各会員の事情で役員を引き受けられない方には、役員辞退届の提出を求める。辞退届の取扱いについては、役員選考のみに使用することとし、役員辞退理由(病気や家庭の事情など)を含めた全ての個人情報は本人の同意がなければ公開することはできない。
- ・候補者がおらず且つ誰かを役員に決める必要がある場合においては、会員の意思 に反しない限りにおいて、くじ引きにより選出する方法は否定されない。
- ・PTAの規約等で「役員選任時の会議に欠席した会員がいた場合、当該会議において欠席会員を役員に選任することができる」という規定があった場合でも、選任への受諾が必要である。

6 今後のPTAの道しるべ

(1)基本的な考え方

PTAは時代によって変わる保護者や学校園の状況に応じながら、多くの方々の支援によって活動を続けてきた任意団体であり、今後も持続可能(サスティナブル)な組織であり続けるためには時代に合った組織改革が必要である。

そこで大切なことは、子どもたちの成長のために、また社会教育団体として保護者が 学ぶためにそれぞれのPTAが何を目的に活動するのかについて、話し合いを通して 明らかにし、共通理解を図ることである。

そして、多様性(ダイバーシティ)を互いに認め合うことが社会に求められている中で、保護者や教職員は互いの状況を理解し、協力し合うことが重要である。また、PTAの入退会や活動は任意であるということから、様々な立場の保護者が主体的に参加でき、多様な意見を包括できる(インクルーシブ)組織でなければならない。

その前提に立ち、それぞれのPTAがめざす方向性を明らかにした上で、組織、活動のあり方を検討していくことが重要である。

(2) PTA活動における道しるべ

今後も保護者、学校園(教職員) 地域の継続的な支援は、子どもの成長にとって重要である一方で、PTAは単年度で役員が交代するケースもあり、活動を「誰と」「どのように進めていくのか」あるいは「どう見直していくのか」など分からないことも多いと考えられる。

そこで、PTAのあり方について、一過性の検討にならないように、以下の点についてまとめることとした。ただし、検討を進める上においては、それぞれの立場や役割を理解し、協力し合うことが大前提である。

なお、手順や役割はあくまで参考であり、PTAの状況や抱える課題によって判断することが望ましい。

保護者同士のコミュニケーション

- ・保護者は、PTAが担う役割や支援する活動を共通理解するために、まず保護者同士でしっかりとコミュニケーションを取り合う。
- ・話し合いを通して、互いの立場を理解しながら子どもたちにとって必要な支援を決めたり、活動の見直しに取り組んだりする。
- ・年度末などの節目に、これまでの活動についてふりかえる機会を設け、活動の成果 や課題などを保護者同士で確かめ合う。
- ・SNSなどを活用し、それぞれの状況に柔軟に対応できるよう運営を工夫する。

学校園(教職員)との連携

- ・学校園運営への主体的な参画や学校園との連携による支援を行うためには、PTAと学校園(教職員)が意見交換する場が重要である。
- ・学校園との意見交換により相互理解や教育環境の充実を図ることにつながる。

学校園(教職員)によるサポート

- ・話し合いを通して分かった、P T A の考えや P T A だけでは解決できない課題に対しては、学校園 (教職員) がサポートする。
- ・PTAとの関わりやPTAの活動内容をもとに、教職員や児童生徒にPTAが果たしている役割などについて周知する。

保護者、学校園(教職員)地域住民の話し合い

・子どもたちの支援に向けて、PTA活動を主体的、また継続的に行うためには互いの立場を理解し、無理のない範囲で取り組むことが重要であるため、今後を見据えた上で、それぞれの役割を話し合う。

PTA連合会による各単位PTAのサポート

- ・PTA連合会は、各単位PTAが円滑に活動できるようにサポートを行う。
- ・特に単位 P T A では役員が単年度で変わることが多いため、長期的な視点でアドバイスするなど、継続性を意識したサポートを心がける。
- ・全児童生徒を対象にした活動や各単位 P T A の情報収集、実践事例の情報発信など、 市内全体につながる活動に取り組む。

PTA同士の情報交換

・他地区のPTAやPTA連合会と情報交換を行い、子どもや教育に関する理解を深めるとともに、PTAの運営方法や活動内容の見直しにつなげる。

教育委員会による話し合いの場の設定

・教育委員会は、学校教育の理解を深められるよう保護者との意見交換の場や教職員 との話し合いの場を設けるなど、 P T A 活動の充実に向けた支援を行う。



(3) PTAのあり方

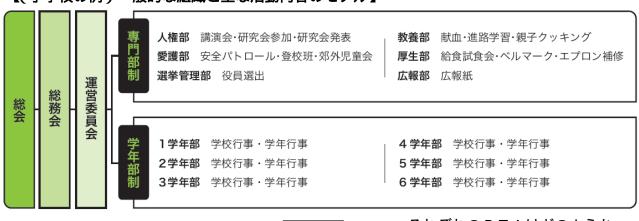
PTAのあり方を今後検討する場合、様々な立場、視点から考察する必要があるが、 各学校園のPTAは独立した任意の組織であることから、一つの形がベストというこ とはなく、各学校園のPTAがめざす目的によって決めていくこととなる。

ここでは、前述の「3 P T A の目的」を踏まえた、「 P T A の役割・機能」「 P T A の活動」「 P T A 活動の担い手」に分けて、考え方やモデルをまとめることとした。 なお、 P T A の協力によって実施した調査をもとに「 P T A 活動の取組事例集」を「参考資料編」に掲載している。

PTAの役割・機能

PTAの組織のあり方や運営については、各単位PTAが工夫をしながら進めてきた経緯からすると様々な形が考えられるが、一般的には下図のような組織が多いものと思われる。これまでの役割・機能をもとに、どのような検討、見直しが進められるのかを2つのモデルを用いて紹介する。

【(小学校の例)一般的な組織と主な活動内容のモデル】





それぞれの P T A はどのような 役割、機能をめざすのか 話し合いを通して決める

【モデルA 学校園運営への参画を重視】

- ・学校園運営に関して、保護者の参画がこれまで以上に求められていることから、PTAの目的の一つである保護者と学校園の話し合いの場を重視する。
- ・学校園側が教育活動やその課題を説明することで、保護者は学校園の状況が理解でき、学校園運営に対してさらなる主体的な参画につながる。
- ・学校園と協議することで子どもたちに対して、より効果的な支援ができる。
- ・保護者にとって P T A の負の印象の一つと考えられる、活動による支援を精査することで、 P T A 活動の活性化につながる。
- ・活動への参加をエントリー制などに見直すことで主体的な参加が期待できる。

《参考》保護者会

- ・任意団体である P T A が、今後加入者が減少するなどの場合、会員の労力に偏りが生じたり、予算が減少したりするなどの影響が出てくる可能性がある。
- ・そのような場合、特に保護者と学校園の話し合いの場を設定するために、通称 「保護者会」を組織している学校園がある。
- ・保護者会では、 会費を徴収しない、 保護者全員が対象(加入・非加入がない) 活動にエントリーした保護者で運営する、 運営する保護者の人数に応じて 活動を実施、といった特徴がある。

【モデルB 学校運営協議会との連携】

- ・本市では、学校園運営に地域の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくため、地域や保護者の意見を学校園運営の基本方針などについて話し合う「学校運営協議会」の設置を進めている。
- ・この学校運営協議会では、学校園の現状や課題を改善できるよう、地域や保護者が一体となって主体的に学校園を運営したり、支援したりする組織づくりが行われる。
- ・そのため、学校運営協議会と連携してPTA活動を運営するという方法がある。
- ・学校園運営に地域住民が参画しているため、教育環境の充実に向けて協議会における話し合いの場に重点を置く。また、協議会の部会としての役割を担い、子どもたちの学校園生活の充実につながる活動も行う。

PTAの活動

PTAは学校園運営やその方針について話し合う目的のほかに、子どもたちの学習活動や学校園行事をサポートする活動がある。ここでは、「学校園と連携して行う活動」「地域と連携して行う活動」「PTAが主体的に行う活動」に分けて、活動のモデルを紹介する。

各単位PTAにおいては、主体的な参加を基本として、学校園や地域の実情を踏まえながら必要な活動を選択する必要がある。

【モデルA 学校園と連携して行う活動】

学校園とPTAが連携することで、子どもたちの学ぶ環境の充実や、学校園の円滑な運営につながる活動

子どもたちの日常のサポート

- (例)図書ボランティア、清掃作業、感染症対策の消毒作業 学校園行事等のサポート
- (例)運動会の駐輪場整理、校外学習の引率スタッフ、文化祭の展示室監視 放課後のサポート
- (例)きんたくん学びの道場、放課後子ども教室

【モデルB 地域と連携して行う活動】

安全面や環境面などの充実に向けて、地域住民の協力を得ながら実施する活動 (例)登下校の見守り、防災活動

【モデルC PTAが主体的に行う活動】

地域振興や子どもたちの楽しみ、大人の学びにつながる活動 (例)献血イベント、夏祭り、バザー、スポーツ大会、PTA研修会

PTA活動の担い手

PTA活動はお互いの立場を理解しながら子どもたちにとって必要な支援を決めて、 会員や保護者の主体的な参加によって成り立っている。そのため、活動に対して必要な 人数を設定せずに、集まった人数でできる活動を検討することが重要である。ここで は、活動の参加者を募る場合のモデルを紹介する。

【モデルΑ エントリー制】

PTA活動の年間計画をあらかじめ会員に示し、会員がそれぞれの都合に合わせて 自らエントリーする方法。参加人数に応じて、できる活動を検討できる。

【モデルB ボランティア登録制】

活動に参加できる保護者があらかじめボランティア登録を行う。登録した保護者が それぞれの都合に合わせて活動に参加する。

【モデルC 役員による運営(専門部制、学年部制)】

PTAの中に、あらかじめ決められた活動を担う委員会などを設け、それぞれを役員が運営や活動を行う。

「川西市PTAあり方検討会」では、およそ3か年にわたる議論の末、本報告書を作成するに至った。本会発足時には予想もしなかったコロナ禍に見舞われたため、当初の予定より1年遅れての完成となった。

コロナウィルスによる感染症は、私たちの生命や健康はもとより、生活基盤そのものを 脅かすものとなったが、その一方で、これまでの生活様式や今後の社会のありようを見直 す契機ともなった。そして、学校教育にも大きな影響が及ぶ中で、PTAの存在意義や果 たす役割について再検証を行ったのである。

会議では、SDGs(持続可能な開発目標)にも示されている、「公平で質の高い教育」の実現に向けて、大人たちは何をすべきか、さらには、保護者や教職員、地域住民が果たす役割は何かを問い続けた。そして、3者それぞれの立場や役割に応じたかかわり方や組織のモデルを「PTAの道しるべ」として提示させていただいた。

「道しるべ(標)」とは、目的地にたどり着くための方向を指し示すものである。今後も、子どもたちの未来を拓くよりよい学校園づくりという目的に向けて、保護者、学校園、地域住民の連携と協力による取り組みが進むこととなる。そして、PTA活動については、本報告書を指針とする取り組みが進む中で継続的に見直しが行われ、関係者の総意に基づく新たな「道しるべ」が示されることを期待する。

川西市 PTA あり方検討会 座長 野崎 洋司

【PTA活動の取組事例集】

PTAは、子どもたちの健やかな成長に向けて支援し、また、その支援が保護者の負担にならないように創意工夫を重ねて活動している。ここでは、各単位PTAに行った調査(令和4年1月)をもとに、新たに取り組んでいる内容、見直している内容を取組事例集としてまとめた。

CASE 1 学校との意見交換

(内容)

- ・保護者と教職員が、教育環境をより充実させるために、学校運営に関して互いに困っていることなどについて、月に1回程度意見交換する場を設ける。
- ・教職員に聞きたいことを保護者から事前に集約して、学校側がその内容ついて回答す る。

(成果)

- ・学校長が判断する際に、保護者の意見を取り入れやすくなる。
- ・学校が行う様々な教育活動を実施する際の判断の透明化につながり、保護者と教職員 の相互理解につながる。
- ・保護者から率直な意見が集まるため、見直すべき学校運営上の課題が見えやすくなる。

(留意点)

保護者が学校に要求する場ではなく、教職員とともに学校を運営する意識が必要。 実施方法は学校長(教職員)と相談するなど、学校側との調整が必要。

CASE 2 グループコミュニケーションアプリの活用

(内容)

- ・運動会、音楽会などの学校行事をオンラインで動画配信する。
- ・PTAの運営委員会をオンラインで開催する。(動画配信を併せて行う。)
- ・運営委員会の議題となる学校への質問をオンラインで受け付ける。
- ・配信した動画の見逃し配信も行っている。
- ・PTAの総務からの連絡や情報伝達をアプリ上の掲示板に掲載している。

(成果)

- ・学校行事に参加できなくても子どもたちの様子を見ることができるようになった。
- ・学校へ行くことのできない保護者がPTA活動に参加しやすくなった。
- ・運営委員会で取り上げる議題について、多くの保護者から集まるようになった。

(留意点)

インターネット環境が必要になる。

ICT 機器の操作に慣れた人材が必要になる。

対面でコミュニケーションをとる機会の確保も必要。

CASE 3

アンケート集計ツールの活用

(内容)

- ・登下校の見守りやボランティア活動の日程調整をアンケート集計ツールで行う。
- ・PTAや学校に対する質問をWeb上で受け付ける。
- ・保護者に考えや意向などを確認するため、アンケート集計ツールを活用してアンケートを実施する。

(成果)

- ・紙の印刷や手作業による集計などの作業を簡略化でき、効率が良くなった。
- ・SNS などと組み合わせることで、保護者が回答しやすくなり、回答率が向上した。

(留意点)

インターネット環境が必要になる。

ツールの操作に慣れた人が必要になる。

CASE 4

エントリー制 (ボランティア登録)の導入

(内容)

- ・加入、非加入に関わらず、全ての保護者を対象にボランティア登録を促す。
- ・ボランティア登録した保護者で、登下校の見守りや行事の運営の手伝いをする。
- ・ボランティア登録や参加する活動の選択は、SNS などのツールを用いて行う。

(成果)

- ・PTA役員など一部の保護者に偏っていた負担を分散することができた。
- ・参加できるタイミングを保護者自身が選べることで、活動への参加率が向上した。
- ・PTA活動の意義や目的の周知につながった。

CASE 5

学校ホームページや連絡ツールの活用

(内容)

- ・PTAの活動や手紙、広報誌などを学校のホームページに掲載する。
- ・保護者への連絡ツールを活用し、PTAの連絡を発信する。

(成果)

- ・PTA活動や関係するイベントなどを幅広く周知することができる。
- ・手紙を印刷する作業が簡略化され、保護者の負担軽減につながる。
- ・連絡ツールを活用することで急な連絡にも対応することができる。

(留意点)

学校の負担とならないような配慮が必要。

CASE 6

PTAが出席する会議の見直し

(内容)

・コミュニティや自治会が開催する会議において、 P T A の出席が必要かどうか、前例 に関わらず見直す。

(成果)

・PTAが抱える課題(共働き世帯の増加、なり手不足など)を踏まえて、現状に合った形に見直すことができた。

CASE 7 地域との意見交換

(内容)

・コミュニティや自治会の方と地域の実情や子どもたちの様子などについて、定期的に 意見交換する。

(成果)

・地域とPTAの相互理解につながり、イベントや会議が円滑に進むようになった。

【川西市 PTA あり方検討会構成員一覧(敬称略)】

区分	令和元年度~令和2年度	令和3年度									
学識経験者	野﨑 洋司	野﨑 洋司									
(座長)	(湊川短期大学教授)	(湊川短期大学教授)									
学識経験者	福本 靖	福本 靖									
(副座長)	(神戸市立桃山台中学校長)	(神戸市立桃山台中学校長)									
保護者代表	川原 善恵	乾 雅美									
体设有形状	(市内小学校 PTA 会長)	(市内小学校 PTA 会長)									
保護者代表	池内 明子	池内 明子									
体设有形状	(市内中学校 PTA 会長)	(市内中学校 PTA 会長)									
関係団体の代表	古谷 茂政	古谷 茂政									
	(市 PTA 連合会会長)	(市 PTA 連合会会長)									
 関係団体の代表	秋葉 奈津子	秋葉 奈津子									
	(市 PTA 連合会副会長)	(市 PTA 連合会副会長)									
関係団体の代表	大田 博子	川原 善恵									
対は四体の代表	(市 PTA 連合会常任理事)	(市 PTA 連合会リーダー)									
 関係団体の代表	山科 めぐみ	小野 優子									
対は四体の代表	(市立幼稚園 PTA 連絡協議会会長)	(市立幼稚園 PTA 連絡協議会会長)									
 関係団体の代表	大村 衣子	髙垣 久夫									
対は四体の代表	(市内コミュニティ協議会会長)	(市内コミュニティ協議会会長)									
 関係団体の代表	熊手 輝秀	熊手 輝秀									
対応四体の代表	(市内コミュニティ協議会会長)	(市内コミュニティ協議会会長)									
学校園代表	高月 和人	若生 雅史									
子仪图10亿	(市立けやき坂小学校長)	(市立多田東小学校長)									
学校園代表	小和田 勉	小和田 勉									
子仪图形仪	(市立緑台中学校長)	(市立川西中学校長)									
学校園代表	岡田 邦子	岡田 邦子									
子权图形农	(市立清和台幼稚園長)	(市立清和台幼稚園長)									

発行(事務局) 川西市教育委員会 教育推進部 教育政策課

